

テーマ 1 : 特定外来生物の指定に関する課題

1. 特定外来生物を指定する目的

必要な要件を満たす侵略的外来種を「特定外来生物」に指定することで、飼養、栽培、保管又は運搬、輸入等の行為を規制し、生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護、農林水産業の健全な発展を図る。

2. 制度

法第 2 条 「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（その生物が交雑することにより生じた生物を含む。以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

基本方針

特定外来生物の選定に当たっては、以下の各事項に照らして適当な外来生物について、原則として種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）を単位として行うものとし、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群（上位分類群）を単位とする。また、交雑することにより生じた生物を特定外来生物に選定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組み合わせ、又は外来生物及び在来生物の種の組み合わせを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物分類群を組み合わせるものとする。

ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、概ね明治元年以降に我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。

イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス等の微生物は当分の間対象としない。

ウ 外来生物のうち、交雑することにより生じた生物には、その由来となる生物との交雑による後代の生物も特定外来生物に含めるものとする。

エ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）や植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号）など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

3. 現状

- ・ 前回の法及び基本方針の改正により、属、科等の単位での指定及び交雑種の指定も可能となった。
- ・ 現在 148 種類が特定外来生物に指定されている。
- ・ 基本方針改正以降の指定数は 2 科、1 属、34 種、5 交雑種の 32 種類。

4. 課題

(1) 未指定種

生態系等の被害が明らかになっている種であっても、様々な事情等により、指定されていない種がある。

- ① アカミミガメやアメリカザリガニ等については、具体的な生態系等への影響が確認されるものの、一般家庭で大量に飼育され指定により放出が増える等の社会的背景から指定に至っていない。
- ② ツヤオオズアリは小笠原諸島において在来種のカタツムリに被害を及ぼしているため防除の対象となっているが、沖縄本島においては既に蔓延しており、指定すると多くの場所で土石の移動に許可を得る必要が生じる等、国民生活に影響を及ぼすことが考えられることから指定に至っていない。
- ③ 一部地域では、チュウゴクオオサンショウウオとオオサンショウウオとの交雑が進んでいるが、これらの交雑種は外見上区別がつかず、同定には DNA 検査が必要になるため、指定に至っていない。
- ④ また、交雑種については予防的に存在する可能性がある種を全て指定することが適切と考えられるが、法制度上個々の組み合わせを挙げて指定する必要があり、組み合わせは膨大になることから、全てを指定できていない。

(2) その他

- ⑤ 指定に際しては、グループ会合を開催した上で全体会合を開催して種が選定され、その後法律上の所要の手続きを経て指定されるが、関係者が多く、また様々な手順を踏む必要があることから、指定に至るまでに長期間を要するため、効率的に指定ができていない。
- ⑥ 未判定外来生物については、届出を受けてから6ヶ月以内に特定外来生物への指定の可否を判断する必要があるが、国内で未知の種に関して根拠資料を収集した上で上記の手続きを経る必要があり期限内での対応が困難である。
- ⑦ 同じ種に対して複数の名称があったり分類が定まっていない種も多く、規制対象の的確な周知が困難な場合がある。

5. 対応方針（案）

(1) 未指定種

生態や侵入状況等により特定外来生物を分類し、カテゴリごとや対応が必要な地域ごとに必要な規制を検討してはどうか。

(2) その他

特定外来生物を迅速に指定できるよう、手続き方法を見直してはどうか。